

東邦大学オープンアクセスポリシー

令和5年7月1日制定

(趣旨)

- 1 東邦大学（以下「本学」という。）は、「自然・生命・人間」を建学の精神として、正しい自然観・生命観に基づいた教育・研究と医療活動を介して、人材を育成するとともに自然・生命科学を普及することにより、文化の発展に寄与することを使命としている。この建学の精神および使命に基づき、本学において生み出された研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元することで、地域および国際社会の持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関するポリシーを以下のように定める。

(研究成果の公開)

- 2 本学は、本学に在籍する教職員が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に発表した研究成果（以下「研究成果」という。）を、以下のいずれかの方法によって公開する。研究成果の著作権は、本学には移転しない。
 - (1) 東邦大学学術リポジトリで公開する。
 - (2) オープンアクセスジャーナルに掲載する。
 - (3) 論文のオープンアクセス・オプションを選択し、出版社ウェブサイトに掲載する。
 - (4) 外部の機関が設置するリポジトリ等で公開する。

(適用の例外)

- 3 リポジトリでの公開が著作権等のやむを得ない理由で不適切である場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

- 4 本ポリシー施行以前に出版された研究成果や、本ポリシー施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(リポジトリへの登録)

- 5 東邦大学学術リポジトリで公開する場合、教職員は、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提出する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「東邦大学学術リポジトリ運用規則」に基づき取り扱う。

(その他)

- 6 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。